

令和 2 年度 栃木支部事業計画

令和2年度 事業計画（栃木支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><基本方針></p> <p>基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。</p> </div> <p>1. サービス水準の向上</p> <p>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</p> <p>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。 また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。 ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。 <p>2. 業務改革の推進に向けた取組</p> <p>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p>

【具体的取組み】

- ①職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、人材育成計画に基づき業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。
- ②毎月グループミーティングを実施し現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底を図る。
- ③経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。

3. 現金給付の適正化の推進

不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

【具体的取組み】

- ①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。
- ③システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実に行う。
- ④傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。
- ⑤傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。

4. 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。

システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセ

プト点検を推進する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

【具体的取組み】

- ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。
- ②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率（レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）について、前年度を上回る率とする。
- ③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催するとともに、各種研修受講後に伝達等を確実にを行うことにより、点検員のスキルアップを図る。

5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。
- ③加入者に対し、適正な受診に関する広報を行う。

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正

疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

【具体的な取組み】

- ① 施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。
- ② 医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

(1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
- KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ① 広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。
- ② 資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。
- ③ 日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。
- ④ 被保険者証回収不能届受付後1週間以内に、未回収者に対し電話催告等を行う。

(2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

【具体的取組み】

- ① 文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに法的手続きを徹底する。
- ② 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。
- ③ 損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。

8. 限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。
- ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。
- ④海外在住の被扶養者について、国内居住要件の特例要件に該当するか適切に確認を行う。

10. オンライン資格確認の円滑な実施

国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等

を行う。

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認サービスについては、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を60.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①国全体で実施するオンライン資格確認の施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進周知を支部広報誌等を活用し実施する。
- ②USBを配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまとめたニュースレターを年に3回送付することで利用率を向上させる。
- ③USBの利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関からUSBを回収し、適切な管理を行う。

2. 戦略的保険者機能関係

<基本方針>

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表に加えて、事業所の健康度を見える化したツール（事業所健康度診断シート）やインセンティブ制度の5つの評価指標を事業所ごとに見える化したツール（インセンティブレポート）を活用し、保健事業の推進や健康経営の普及促進、医療費等の適正化を図る。

【具体的取組み】

- ①健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表、事業所健康度診断シートを活用し、とちぎ健康経営宣言を拡大するとともに、事業主の健康づくりの取組を強化することにより、保健事業や健康経営を促進する。
- ②インセンティブレポートを活用し、5つの評価指標における事業所の取組み状況を提供することで、事業主等の行動変容を促す。
- ③保険者協議会において、他保険者と連携して、栃木県の健診データ等から地域差の分析を進める。

2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする）～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～

（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- KPI：生活習慣病予防健診実施率を63.1%以上とする
事業者健診データ取得率を7.7%以上とする

被扶養者の特定健診受診率を 29.5%以上とする

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：214,668 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 63.1%（実施見込者数：135,454 人）
 - ・事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：16,529 人）
- 被扶養者（受診対象者数：57,792 人）
 - ・特定健康診査 実施率 29.5%（実施見込者数：17,071 人）

【具体的取組み】

- ①生活習慣病予防健診の受診者数増加につながるよう、各健診機関の特徴等を分かりやすくまとめた支部独自のパンフレットを作成し健診案内に同封する。
- ②定期健康診断からの切り替えを促すことを目的に、生活習慣病予防健診のメリットを訴えながら受診勧奨を行う。
- ③生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。
- ④小規模事業所の加入者個人に直接、生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、個人を対象にした受診勧奨を行う。
- ⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名による同意書新規取得を継続して行う。
- ⑥被扶養者の特定健診に関しては、以下の施策により受診者数の増加を図る。
 - ・市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診券に同封するなどして周知する。
 - ・経済団体や市町と協力連携した集団健診等を実施する。
 - ・支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受診者アップを図る。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

- KPI：特定保健指導の実施率を 22.7%以上とする
- 被保険者（受診対象者数：31,130 人）
 - ・実施率 23.4%（実施見込者数：7,284 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 13.9%（実施見込者数：4,327 人）

アウトソース分 9.5% (実施見込者数 : 2,957 人)

●被扶養者 (受診対象者数 : 1,479 人)

・実施率 7.0% (実施見込者数 : 104 人)

(内訳) 協会保健師実施分 3.0% (実施見込者数 : 44 人)

アウトソース分 4.0% (実施見込者数 : 60 人)

【具体的取組み】

- ①健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。
- ②健康経営の取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。
- ③対象者に響く質の高い保健指導の実施に向けて、支部所属保健師・管理栄養士と健診機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。
- ④被扶養者の保健指導については、集団健診の機会を利用して実施できるよう市町・健診機関との連携を図る。また、各地域での来所相談の場を設けるなど、対象者が利用しやすい環境を整える。

(3) 重症化予防対策の推進

■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

【具体的取組み】

- ①一次勧奨対象者のうち、血圧値について該当する者を対象に電話勧奨を実施する。
- ②特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しての受診勧奨を徹底して実施する。
- ③二次勧奨対象者への医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行うと同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。また、当該対象者の現在の状況や、生活習慣病が進行した場合について解説したチラシを同封し受診の必要性を訴える。
- ④糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携して効果的に事業を進める。

(4) コラボヘルスの推進

とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主が取り組む健康づくりの質を向上させるため、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

【具体的取組み】

①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大

- ・健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズに加えて、事業所健康度診断シートや取組みの具体策を提供する。
- ・健康経営に関する連携協定・覚書を締結している団体等と協働した健康経営普及促進セミナーを開催する。

②とちぎ健康経営宣言事業所のフォロー

- ・他事業所の好事例や事業所健康度診断シートによる経年変化を提供する。
- ・身体活動量増加セミナー等、運動支援を実施する。
- ・取組みを振り返るアンケートを実施し、1年間の取組みの評価指標となる「PL 型健康度判定表」を提供するとともに、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。

③とちぎ健康経営事業所認定制度の実施

- ・認定基準をチェックするシートを活用し、栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し「とちぎ健康経営事業所」を認定する。

④効果検証

- ・アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(1) 効果的な広報活動の推進

本部が実施する理解度調査結果を踏まえた広報を実施する。

医療保険制度や医療保険の財政状況、医療費適正化等について、事業主及び加入者に十分理解していただくため、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。

■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

【具体的取組み】

- ①定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、

医療保険制度等の広報を実施することで、加入者の適正受診や健康づくりの理解を促進する。

- ②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ③事業主が情報収集のために利用する媒体についてアンケート調査を行い、その結果から有効な媒体を活用した広報を実施する。また、アンケート調査で、令和元年度までのメディア広報の効果を測り、活用する媒体の見直しを行う。
- ④YouTube 広告を活用し、ジェネリック医薬品使用促進等のインセンティブ制度について周知を行うことで、加入者の制度理解を促進する。
- ⑤新規適用事業所や健康保険委員へメールマガジンの登録勧奨を実施し、登録件数を拡大する。
- ⑥商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。
- ⑦年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。
- ⑧研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。

(2) 健康保険委員活動の活性化

健康保険委員の委嘱者数を拡大する。

健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①被保険者 100 人以上事業所への職員による訪問勧奨を実施する。
また、被保険者 100 人未満事業所への文書、電話及び訪問による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。
- ②健康保険委員向け定期広報誌（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。
- ③年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。また、申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」を作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。

4. ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリックカルテ等の本部作成のデータを活用し、阻害要因を洗い出す。また、洗い出した阻害要因に基づいて、医療機関・保険薬局に対し情報提供ツールを活用した効果的なアプローチを行う。

他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 79.3%以上とする※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

【具体的取組み】

- ①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い支部の課題を把握し、医療機関及び保険薬局へ訪問することで情報の収集を行う。
- ②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書による働きかけを行う。
また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
- ③15歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。
- ④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、イベント等で地域における積極的な啓発活動を実施する。
- ⑤新規適用事業所や各種研修会、セミナー等でジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等を配布し加入者の理解を促進する。

5. インセンティブ制度の着実な実施

インセンティブレポートを活用し、制度の周知広報を丁寧に行う。

【具体的取組み】

- ①インセンティブレポートを配布し、事業主や加入者の理解を促進することで、行動変容を促す。
- ②支部広報誌、マスメディア等を活用し制度について周知する。

6. パイロット事業

保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。

【具体的取組み】

全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分議論、精査を行った上で提案する。

7. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

- (1) 意見発信のための体制の確保
- (2) 医療費データ等の分析
- (3) 外部への意見発信や情報提供

- KPI : ○他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
- 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

【具体的取組み】

- ①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き100%とする。
- ②協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

8. 調査研究の推進

本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。

【具体的取組み】

- ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。
- ②第2期保健事業実施計画の中間評価を行うため、レセプトデータ・健診結果データを分析し、事業主及び加入者へ発信する。

3. 組織・運営体制関係

<基本方針>

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。

2. 人事評価制度の適正な運用

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

3. OJTを中心とした人材育成

OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

【具体的取組み】

- ①階層、能力、経験、職場状況等に応じたOJTを行い、職員個々の能力を向上させる。
- ②外部講座など、職員の研修機会を確保する。
- ③通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知する他、十分な公告期間や履行期間を設定できるよう調達スケジュールを管理するなど多くの業者が参加しやすい環境を整備することで、一者応札となる入札案件を発生させない。
- ②消耗品、事務用品等について適切な在庫管理を行うとともに、支部内リサイクルを推進する。
- ③調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。
- ④調達結果は、透明性確保のため、ホームページ等において公表する。

5. コンプライアンスの徹底

- ・重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的に開催する。
- ・コンプライアンス事案を審議するため委員会を必要に応じて開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。
- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。

6. リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即した各種マニュアルや計画等を支部内に周知する。
- ・情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident ResponseTeam)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- ・平時から有事に万全に対応できるよう、訓練（消防、安否確認等）を実施する。

<令和2年度 KPI 一覧表>

<p>1. 基盤的保険者機能関係【KPI】</p>
<p>サービス水準の向上</p> <p>① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ※全支部一律に設定</p> <p>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>効果的なレセプト点検の推進</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.353%）以上とする ※全支部一律に設定</p>
<p>柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度（1.27%）以下とする ※全支部一律に設定</p>
<p>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする ※支部ごとに設定</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（58.68%）以上とする ※全支部一律に設定</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度（0.051%）以下とする ※全支部一律に設定</p>
<p>限度額適用認定証の利用促進</p> <p>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 60.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>

2. 戦略的保険者機能関係【KPI】
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 支部ごとに設定 ① 生活習慣病予防健診受診率を 63.1%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 7.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 29.5%以上とする
ii) 特定保健指導の実施率の向上 特定保健指導の実施率を 22.7%以上とする ※支部ごとに設定 被保険者 実施率：23.4% 被扶養者 実施率：7.0%
iii) 重症化予防対策の推進 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする ※支部ごとに設定
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0%以上とする ※支部ごとに設定
ジェネリック医薬品の使用促進 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 79.3%以上とする ※支部ごとに設定 ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする ※支部ごとに設定 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定
3. 組織体制関係【KPI】
費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において 20%以下となった場合は前年度以下とする。 ※全支部一律に設定